平成２１年（フ）第２５９号
茨城県古河市仁連2046番地37
債務者　高久　　明
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２６０号
茨城県筑西市甲19番地１
債務者　塚越　幸枝
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２６１号
茨城県常総市水海道天満町2500番地３　山口アパート５号室、前住所茨城県常総市大塚戸町4163番地２
債務者　椎名　一敏
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２０年（フ）第１９８号
兵庫県加古郡播磨町宮北１丁目６番38号
債務者　米田　文彦
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３４１号
兵庫県加古川市神野町西条589番地の６　メープルガーデン103号、従前の住所福岡県遠賀郡遠賀町田園３丁目30番８号
債務者　坂口　文朗
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５１５号
兵庫県加古川市野口町古大内529番地の18
債務者　高瀬よし子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５２７号
兵庫県姫路市下手野５丁目19番25号
債務者　三船　　惠
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６０３号
兵庫県加古川市加古川町稲屋167番地の７
債務者　松田　博世
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６０４号
兵庫県加古川市加古川町稲屋167番地の７
債務者　松田　明美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６２１号
兵庫県姫路市青山南３丁目６番５―105号　県営住宅青山南団地５号棟
債務者　中塚　　一
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６５８号
兵庫県姫路市香寺町広瀬251番地２
債務者　金川　宗平
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６６３号
兵庫県相生市向陽台12番15号
債務者　康乗　和子（旧姓長濱）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６８２号
兵庫県加古川市別府町別府899番地の１ルミエール・ベフ202号、従前の住所兵庫県高砂市高砂町木曽町３番30号
債務者　渡邊　　慎
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６９９号
兵庫県姫路市御国野町深志野171番地40
債務者　松平　栄次
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７０７号
兵庫県加古川市平岡町高畑207番地の１　エクセル東加古川弐番館306号
債務者　松井　陽平
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１４１１号
広島市東区上温品１丁目６番２―202号
債務者　伊藤　由加
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６３８号
広島市西区己斐東２丁目15番13号
債務者　宮崎　靖士
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９５号
山口県下関市清末東町４丁目417番地３
債務者　諸石　忠明
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係